群馬県農業改良資金資格認定事務取扱要領

農業改良資金制度の運営については、農業改良資金融通法(昭和31年法律第102号。以下「法」という。)、同法施行令(昭和31年政令第131号。以下「政令」という。)、同法施行規則(平成14年農林水産省令第57号。以下「規則」という。)、群馬県農業経営改善関係資金基本要綱(平成19年5月1日付け農経第202-4号群馬県理事通知。以下「県基本要綱」という。)及び農業改良資金制度運用基本要綱(平成14年7月9日付け14経営第1931号。以下「基本要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第1目的

知事は、(株)日本政策金融公庫による農業改良資金の貸付けにあたり、法第6条の規定に基づき、農業 改良措置に係る貸付資格の認定を行うことにより、農業改良資金の貸付け等の適正な執行を確保するととも に、農業経営の安定及び農業生産力の増強に資することを目的とする。

第2 貸付資格の認定

- 1 農業改良措置に関する計画
- (1) 農業者及びその組織する団体が作成する計画

農業改良措置に関する計画の内容は、法第6条第2項及び規則で定めるところであり、県基本要綱第3の1において定める経営改善資金計画書において定める計画書に含まれるため、知事は当該計画書により、貸付資格の認定を行うものとする。

(2) 認定中小企業者が作成する計画

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農工等連携促進法」という。)第12条第1項の規定に基づき、認定農商工等連携事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合には、知事は、農商工等連携促進法第5条第3項の認定農商工等連携事業計画(以下「認定農商工等連携事業計画」という。)及び別記様式第3号により貸付資格の認定を行うものとする。

なお、認定中小企業者が団体である場合に、その構成員が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良 措置とみなすものとする。

(3) 認定製造事業者等が作成する計画

米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成21年法律第25号。以下「米穀新用途利用促進法」という。)第8条第1項の規定に基づき、認定生産製造連携事業に農業改良支援措置(米穀新用途利用促進法第4条第2項第3号に規定する農業改良支援措置をいう。以下同じ。)が含まれる場合には、知事は、米穀新用途利用促進法第5条第3項の認定生産製造連携事業計画(以下「認定生産製造連携事業計画」という。)及び別記様式第3号により、貸付資格の認定を行うものとする。

なお、認定製造事業者等が事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合に、その構成員が当該農業改良支援措置を行うときは、当該農業改良支援措置を農業改良措置とみなすものとする。

(4) 促進事業者が作成する計画

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法法律 (平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。)第9条第1項の規定に基づき、認定総合化 事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合には、知事は、認定総合化事業計画及び別記様 式第3号により、貸付資格の認定を行うものとする。

2 認定基準

知事は、農業改良措置の内容が次に定める要件のいずれかを満たす場合には、農業改良資金(法第2条に規定する農業改良資金(法(農商工等連携促進法第12条第1項、米穀新用途利用促進法第8条第1項又は六次産業化法第9条第1項の規定により適用される場合を含む。)の定めるところにより貸し付けられるものに限る。)の貸付資格を認定するものとする。(別添「農業改良措置の判断基準(例)」参照)

なお、当該認定に当たって留意すべき事項は、「農業改良資金制度の運用について」(平成14年7月9日付け14経営第2044号運用通知)の定めるところによるものとする。

(1) 新たな農業部門経営の開始

新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない作目(品種を含む。)区分へ進出する場合であり、作目区分は以下の区分を基本とする。なお、同一区分の農畜産物であっても、露地栽培と施設栽培のように、技術・経営ノウハウが大きく異なるものについては別の区分とすることができる。

米穀、麦類、豆類、雑穀、いも類、野菜(葉茎菜)、野菜(根菜)、野菜(果菜)、花き(切花)、花き (鉢物)、果樹、養蚕、工芸作物、飼料作物、きのこ、乳用牛、肉用牛、豚、鶏、その他の家畜

(2) 新たな加工の事業の経営の開始

自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに開始する場合及び既に加工の事業に取り組んでいた者が、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい加工の事業を開始する場合である。

(3) 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入

農業者等(法第3条第1項第1号に規定する農業者等をいう。以下同じ。)にとって新たな技術又は取組であって、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合である。

(4) 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入

自ら生産した農畜産物又はこれを主原料とする加工品について、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい販売の方式を導入する場合である。

(5) 認定中小企業者に対する貸付けについては、認定農商工等等連携事業を行う連携先の農業者等(連携先の団体(農商工等連携促進法第2条第2項の団体をいう。)の構成員又は出資者(以下「構成員等」という。) である農業者等を含む。以下「連携先の農業者等」という。)が実施する農業改良措置を支援するための措置として、連携先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置に対して行う。

農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、認定中小企業者が連携先の農業者等に代わって、当該連携先の 農業者等が行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該連携先の農業者等が 利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、トラクター、コンバ イン等の農業機械や、保管庫、格納庫、ビニルハウス等の農業生産に関連する建物等とする。ただし、 施設の改良によるものを除く。

認定中小企業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

認定中小企業者が連携先の農業者等の農畜産物又はその加工品(以下「農畜産物等」という。第4において同じ。)を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該連携先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準として、

- ア 農商工等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、認定中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産物等をすべて引き受けることが見込まれること
- イ アの引受けについて、認定中小企業者と連携先の農業者等とは、安定的な取引関係として、最低 5年以上の契約を継続することが見込まれること

のいずれも満たさなければならない。

ウ なお、認定中小企業者において、連携先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、連携先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める連携先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合はおおむね 50%を超えることが見込まれることとする。

認定中小企業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

連携先の農業者等の生産する農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成 又は取得のことをいう。

この「相当程度販売することが見込まれる」の具体的な判断基準については、上記 のアからウまで

の規定を準用する。この場合において、 のウ中「生産等」とあるのは、「販売」と読み替えるものとする。

(6) 認定製造事業者等に対する貸付けについては、農業経営に必要な施設であって、新用途米穀(米穀新用途利用促進法第2条第2項に規定する新用途米穀をいう。以下同じ。)の生産の高度化に資するものに対して行う。

なお、「農業経営に必要な施設であって、新用途米穀の生産の高度化に資するものの設置」とは、認定製造事業者等が認定生産製造連携事業計画に従って事業を行う農業者等に代わって、新用途米穀の低コスト化や高品質化等に資する当該農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、レーザー式均平作業機、自動種子コーティング機、水稲直播機等の農業機械や、低温保管貯蔵施設、乾燥施設、格納庫等の農業生産に関連するものとする。

(7) 促進事業者に対する貸付けについては、認定総合化事業を行う支援先の農業者等(支援先の団体(六次産業化法第3条第1項の団体をいう。)の構成員等である農業者等を含む。以下「支援先の農業者等」という。)が認定総合化事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、支援先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置に対して行う。

農業経営に必要な施設の設置

農業経営に必要な施設の設置」とは、促進事業者が支援先の農業者等に代わって、当該支援先の農業者等が行う農畜産物(その生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものを含む。以下(7)において同じ。)の生産(六次産業化法第3条第3項に規定する生産をいう。以下(7)において同じ。)又はその加工若しくは販売の活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該支援先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、周年安定栽培に適したビニルハウス、稲わらの収集、加工用野菜の効率的な収穫等に必要な機械、農畜産物の加工施設、直売所等の農畜産物の生産又はその加工若しくは販売に関連するものとする。ただし、施設の改良によるものを除く。

促進事業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

促進事業者が支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物又はその加工品(以下(7)において「農畜産物等」という。)を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該支援先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準は、促進事業者において、支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、支援先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

促進事業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれること」の具体的な判断基準については、 の規定を準用する。この場合において、 中「商品の生産等」とあるのは、「商品の販売」と読み替えるものとする。

第3 貸付資格の認定手続き

1 県と公庫等の責務

第1の目的に沿うよう、貸付を受けようとする者の融資相談から貸付資格認定まで、県担当課所と公庫又は融資機関(以下、「公庫等」という。)は、相互の連携に努めるとともに、公庫等は県担当課所の要請に対して必要な協力をするものとする。

2 事前相談の実施

公庫等は、貸付を受けようとする者から融資相談があったときは、3に定める貸付資格認定手続きを迅速

かつ円滑に行うため、原則として、農業事務所に事前相談を行うものとする。

この場合、公庫等は、農業改良措置の適否を検討するための参考となる書類(投資内容その他農業事務所が必要と認める書類)を当該貸付を受けようとする者から徴する等により予め準備し、事前相談時に農業事務所へ提示するものとする。

3 貸付資格認定手続

(1) 貸付けを受けようとする者は、経営改善計画にかかる参考書類(投資内容その他農業事務所が必要と認める書類)を添えて、以下の様式により、公庫等に当該認定の申請書を提出するものとする。

ただし、2の事前相談時に提出済みの参考書類については、申請書への添付を省略することができる。

農業者等

別記様式第1号

認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者 別記様式第3号

(2) 公庫等は、当該認定の申請書を受け取ったときは、以下の書類を県担当課所へ提出するものとする。

提出先	提	出	書	類	
農業構造政策課	申請者に係る貸付	付残高照会(別	引記様式第 5 년	号)	
農業事務所	貸付資格認定申請		(別記様式第	4号)	

(3) 県担当課所は、2の書類を受理したときは、速やかに以下の手続きを行うものとする。

農業構造政策課

申請者に係る農業改良資金の貸付残高(平成22年9月30日以前に貸し付けたものに限る。)を確認のうえ、別記様式第6号により、公庫等に対して当該者に係る融資残高を回答するものとする。

農業事務所

農業事務所は、公庫等から提出された書類等に基づき、貸付資格の認定を審査したときは、別記様式第7号(貸付資格を認定する場合)若しくは別記様式第8号(貸付資格を不認定とする場合)及び別記様式第9号をそれぞれ作成し、公庫等に通知するものとする。

なお、認定の審査に当たっては、公庫等並びに貸付けを受けようとする者に対する事情聴取や調査等 を実施することを妨げない。

(4) 農業事務所が公庫等から申請書を受理してから、貸付資格の認定結果を公庫等へ通知するまでに要する期間は、原則として2週間以内とする。ただし、当該期間内に終了することができないやむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

附則

この要領は、平成22年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年3月1日から適用する。

附 即

この要領は、平成23年7月1日から適用する。

附息

この要領は、平成23年11月21日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年8月30日から適用する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

農業改良措置の判断基準(例)

辰未以及拍直の判断基件(別)						
項目	無利子とする理由	判断基準	具 体 例			
項 目 1 農業の新部門等への進出	無利子の関連 当該担応で 当該対応 新部なは 1 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	判断基準 以下の作目区分を基本として、従来、取り扱っていない作目(品種を含む)区分へ進出する場合 米穀、麦類、豆類、雑穀、いも類、野菜(素菜菜菜)、野菜(根菜)、野菜(外で、工芸作物、制作物、乳、養蚕、おののまた。ののまた。ののまた。ののでは、必要に応じて区分) 作目区分は従来と同じであるが、新たな技術で、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合 作目区分は従来と同じであるが、農用地の利用集積など規模の拡大を図り、生産コストの削減など経営の合理化に資する場合	具体 例 ・輸入による価格下落に悩む野菜農家 花きの施設栽培を導入 ・需給緩和による価格下落に悩む稲作農家 畜産に転換 ・トマトの露地栽培 施設水耕栽培 ・野菜慣行栽培 水稲直播による大規模栽培 ・野菜慣行栽培 低コスト機械化体系の導入 ・当該経営において、生産方式等の改善を通して、従来と比べて規模拡大を図る場合や機械装備の能力の向上等を図る場合 ・利用権の設定や受委託による農地等の利用集積を図る場合			
2 加工・流通部門への進出 (起業) (主として自らの農業経営において生産した農畜産物の加工・流通をいう	当該担け、	加工・流通に取り組んでいない者が、これを開始する場合 既に加工・流通に取り組んでいた者が、 従来のノウハウでは対応できない新 しい 加工分野・流通方法等を開始する 場合	・転作大豆を用いた豆乳アイスクリーム作りを開始 ・地域内の消費者向けの直売の開始 ・酪農法人が、ナチュラルチーズ加工を開始 ・インターネットを利用した直接販売の開始 ・農作業・加工体験等を組み合わせた消費者との交流を 併せ行う取組 ・ブドウのジャム加工 ワイン製造開始 ・カット野菜製造 野菜ジュース製造開始 ・搾っただけのジュース製造 濁りや変色のないジュースの製造開始			

農業改良措置の判断基準(例):農商工等連携による場合

無利子とする理由 判断基準 具 体 例 1 農業経営に必要な施設の 【認定中小企業者の支援措置を受けた連携先の農業者等 新品種の作物を導入する連携先 【認定中小企業者の支援措置】 無利子資金で導入した高性能機械等を連 設置 の農業者等にかかる諸般の負担 の取組】 の軽減 携先の農業者等に貸与 • 水稲栽培 連携先の農業者等が、認 /連携先の農業者等の農業経 【農業改良措置】 豆腐用大豆、コロッケ用じゃがいも栽培 定中小企業者のニーズに 営に必要な施設を連携先 認定中小企業者からの高性能機械等の貸 適合した新品種の作物を の農業者等に代わって認 与により、労働時間を軽減するとともに、 ・需要緩和による価格下落 提供するため、これに対応 定中小企業者が取得して 新商品向けの農畜産物の生産を実現。 米粉への加工適性に優れた水稲品種の栽培 する新規農畜産物を生産 提供することにより、連携 (新品種の導入、農作業の効率化) することをいう。 先の農業者等は機械を所 有することなく必要な機 械作業が可能となり、過剰 【連携先の農業者等のメリット】 【認定中小企業者の支援措置を受け、連携先の農業者等 従来から取組を考えていたが、諸般の負 投資や施設の遊休化によ の導入が期待される施設の例】 る農業経営負担の軽減及 担から二の足を踏んでいた新規農畜産 ・ごぼう収穫(手作業) ごぼう収穫機 び農業生産力の増強が図 物の導入を実現 られるため。 新規農畜産物の導入による所得の増加 確実な売り先の確保 ・軟弱野菜調整(手作業) 生産物の高値取引 軟弱野菜調整機 【認定中小企業者のメリット】 無利子資金で導入した高性能機械等を連 携先の農業者等に貸与することにより、国 産農畜産物の量的・安定的確保が可能にな り、高品質な加工品を安定的に製造し、広

域販売を実現。

無利子とする理由 判 断 基 準 具 体 例 【認定中小企業者の支援措置を受けた連携先の農業者等 中小企業者の使用する加 従来作物を増産する連携先の農 【認定中小企業者の支援措置】 業者等に掛かる諸般の負担の軽 コロッケ、豆腐を生産・販売するために、 工施設又は販売施設の改良、 の取組】 造成又は取得 減 新しい豆腐の開発、販路の拡大を行うと ともに、自らが加工製造施設や製造機器 ・大豆、じゃがいも栽培 認定中小企業者が、連携先 加工施設等を設置する認定 を設置して、連携先の農業者等から、生 豆腐用大豆、コロッケ用じゃがいも栽培(増産) の農業者等の生産する農 中小企業者が、連携先の農業 産するじゃがいもや新たな大豆を大口 畜産物又はその加工品を 者等の生産した農畜産物又 ・高価で安定的に購入する。 はその加工品を相当程度使 加工・流通・販売すること 用すること又は相当程度販 【農業改良措置】 をいう。 認定中小企業者に対してじゃがいもと豆 売することにより、連携先の 腐用の大豆を規模拡大して提供する場合 農業者等の経営安定が図ら れるため。 において、生産量の拡大により作業の効率 化がなされるとともに、確実な売り先の確 保により農業経営の安定を実現。 (作業の効率化) 【連携先の農業者等のメリット】 【認定中小企業者の支援措置を受け、連携先の農業者等 従来から取組みを行ってきた農畜産物 の導入が期待される施設の例】 を規模拡大することにより、農作業の省 力化が実現 ・じゃがいも貯蔵、加工施設 新規作物の導入による所得の増加 確実な売り先の確保 ・豆腐製造機 生産物の高値取引 ・コロッケ製造機械 【認定中小企業者のメリット】 連携先の農業者等の生産物を原料とす る新商品の開発、販路拡大 連携先の農業者等が生産する農畜産物 を加工・販売するため自らが加工製造施 設や製造機器を設置

連携先の農業者等が生産する農畜産物

を大口・高価で安定的に購入

別記

第

11 号

(削除)

各種 様 式

第	1	号	農業改良資金貸付資格認定申請書
第	2	号	(削除)
第	3	号	農業改良資金貸付資格認定申請書(特例対象者用)
第	4	号	農業改良資金貸付資格認定申請書の送付通知
第	5	号	農業改良資金貸付資格認定に係る貸付残高照会通知
第	6	号	農業改良資金貸付資格認定に係る貸付残高回答通知
第	7	号	農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書:認定用
第	8	号	農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書:不認定用
第	9	号	農業改良資金貸付資格認定審査結果の送付通知
第	10	号	(削除)

農業改良資金貸付資格認定申請書

群馬県知事 大澤正明 様

住 所 氏 名

印

農業改良資金融通法(昭和31年法律第102号)第3条第1項の農業改良資金の貸付けについて、貸付資格の認定を受けたいので、申請いたします。

なお、本申請書(別添を含む。)及び貴県が保有する農業改良資金の貸付残高に関する情報を、関係機関に対して提供することに同意いたします。

(別添)

県基本要綱第3の1に定める借入申込希望書及び経営改善資金計画書を添付する。

農業改良資金貸付資格認定申請書 (特例対象者用)

群馬県知事 大澤正明 様

住 所

氏 名

EΠ

農業改良資金制度運営基本要綱(平成14年7月9日付け経営14第1931号農林 水産事務次官依命通知)第4条の6の規定に基づき、農業改良資金の貸付資格の認定を 受けたいので、申請いたします。

なお、本申請書(別添を含む。)及び貴県が保有する農業改良資金の貸付残高に関する情報を、関係機関に対して提供することに同意いたします。

- (注1)特例対象者とは、農業改良資金制度運用基本要綱(平成14年7月9日付け14 経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「運用基本要綱」という。) 第4の1の(1)から(3)までに定める貸付対象者をいう。
- (注2)関係機関とは、運用基本要綱第3の6で定める貸付けの手続きにおいて関係する公庫又は融資機関とする。

(別添)

認定農商工等連携事業計画、認定生産製造連携事業計画又は認定総合化事業計画を添付すること。

知事が求めた場合は、運用基本要綱第4の6の(1)に基づき公庫が定めた借入れの申込みに係る書類の写しを添付すること。

1 農業改良資金の借受けの概要

		資金交付		借り受けようとする事業費及び申請額		
償還期間	据置期間	希 望	日	事業量	事業費	申請額
年	年	月	日		千円	千円

	申	請	者	Ø	概	要		
申請者の氏名又は名称、	主たる事	₿業所(場						
)の所在地、設立時期(個人にあ	うっては事						
業開始の時期)、事業の)概要、資	資本金の額						
又は出資の総額、常時便	用する従	É業員数						

2 認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者による農業改良措置の支援の概要
--

(1)	農業改良措置を支援す	「るための措置の内容
-----	---	------------	------------

(2)支援によって改善される農業者の農業経営の概要

区 分	具体的作物家	高名等
新農業部門の経営の開始	例 変更前	変更後
新加工事業の経営の開始	春まき小麦	春まき小麦
農畜産物の生産方式の導入	プラウ耕起~破土	(プラウ耕起)破土・整
農畜産物の販売方式の導入	・整地~施肥・は種	地・施肥・は種
農畜産物の加工品の生産方式の	コンビドリルを導入すること	により、春まき小麦の播種体型を
導入 農畜産物の加工品の販売方式の	変更。破土・整地・施肥・は	種が1工程で可能となり、労働時
	間の軽減や適期は種作業を可	能とし、コストの削減及び品質の
導入	向上が図られる。	

「レ」を記すこと。

区分欄において該当する選択肢に 農業改良措置(農業経営の改善)の内容が明確になるよ うに記載すること。

3 計画期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4 連携先又は支援先の農業者等の氏名及び居住地

氏	名	住	所	

5 農業改良資金の借入れにより設置する施設

(1)連携先又は支援先の農業者等の農業経営に必要な施設の設置

設置年度	施設等の規模・能力等	事業費	設置効果(作業の効率化等)
	m²(台)	千円	

施設等の設置場所

特例対象者の倉庫等に設置・保管

農業者のほ場に設置

農業者の倉庫等に設置・保管

その他(

- (注1) 施設の設置は連携先又は支援先の農業者等のために行うものとする。
- (注2) 導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。
- (注3) 導入施設に関する見積書等、融資機関が指示する書類を添付すること。
- (注4) 施設等の設置場所については、該当する選択肢に「レ」を記すこと。なお、その他の 場合には具体的に記入すること。
- (注5) 認定中小企業者又は促進事業者がそれぞれ連携又は支援先の農業者等に代わって当該 施設を設置する場合は、施設の改良以外のものに限る。

(2)農業改良措置を支援するための加工施設の改良、造成又は取得

設置年度	加工施設等の規模・能力等	事業費	農畜産物等の加工内容
	m²(台)	千円	

- (注1) 施設の設置は連携先又は支援先の農業者等のために行うものとする。
- (注2) 導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。
- (注3) 導入施設に関する見積書等、融資機関が指示する書類を添付すること。
- (注4) 当該加工施設の取得等は認定中小企業者又は促進事業者に限る。

(3)農業改良措置を支援するための販売施設の改良、造成又は取得

設置年度	販売施設等の規模・能力等	事業費	農畜産物等の販売内容		
	m²(台)	千円			

- (注1) 施設の設置は連携先又は支援先の農業者等のために行うものとする。
- (注2) 導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。
- (注3) 導入施設に関する見積書等、融資機関が指示する書類を添付すること。
- (注4) 当該販売施設の取得等は認定中小企業者又は促進事業者に限る。

6 連携先又は支援先の農業者等から調達する農畜産物等の調達計画

年度	農畜産物等	農畜産物等	連携先又は	連携先又は支	新規又は	調達量の割	備
	の種類	の調達総量	支援先の農	援先の農業者	拡充量	合	
			業者等の氏	等からの調達	(トン)	(%)	考
			名	数量			
		Α		В		B / A	
初年度							
(H 年度)							
2 年目							
(H 年度)							
3 年目							
(H 年度)							
4 年目							
(H 年度)							
5 年目							
(H 年度)							
							0-0-0-00
最終年度							
(H 年度)							
連携又は支援する農業者が生産する農畜産 年 月 日~							
物等の引受けに係る契約期間				年	月 日		

- (注1) 連携又は支援先の農業者等が複数の場合には、「連携又は支援先の農業者等からの調達 数量」及び「新規又は拡充量(トン)」欄には、各連携又は支援先の農業者ごとの数量と 全体 の数量を記入すること。
- (注2) 農商工等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生す る場合には、認定中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産物等を全て引 き受けることが見込まれること。
- (注3) 認定中小企業者が使用する加工施設又は販売施設の取得等を行う場合は、連携又は支援 先の農業者等と最低5年以上の契約を締結し、安定的な取引関係を継続することが見込ま れること。
- (注4) 認定中小企業者又は促進事業者が施設を使用する場合において、連携又は支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、連携又は支援先の農業者等から調達する農畜産物等と同種の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、この農畜産物等全体の調達量に占める連携又は支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合はおおむね50%を超えることが見込まれること。
- (注5) 添付書類で当該調達計画記載事項が把握可能である場合には、その旨を記載すれば足り る。

群馬県知事 大澤正明 様

公庫又は融資機関の代表者

EП

農業改良資金貸付資格認定申請書の送付について

農業改良資金融通法(昭和31年法律第102号)第3条第1項の農業改良資金の貸付けについて、平成 年 月 日付けで別添のとおりから農業改良資金貸付資格認定申請書の提出がありましたので、送付したします。

(別添)

提出のあった農業改良資金貸付資格認定申請書を添付する。

注 特例対象者が申請者の場合にあっては、別記様式第3号を添付する。

群馬県知事 大澤正明 様

公庫又は融資機関

ΕD

農業改良資金貸付資格認定に係る貸付残高について(照会)

このことについて、下記の者から農業改良資金融通法(昭和31年法律第102号) 第6条の規定に基づく農業改良資金の貸付資格の認定について申請があったので、同人 に係る農業改良資金の融資残高を平成 年 月 日までに、回答されたくお願い します。

記

住 所

氏 名

公庫又は融資機関様

群馬県知事 大澤正明 印

農業改良資金貸付資格認定に係る貸付残高について(回答)

平成 年 月 日付けで照会のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

1.申請者

住 所

氏 名

2.融資残高(平成 年 月 日現在)

円

農業改良資金貸付資格認定審查結果通知書

樣

群馬県知事 大澤正明 印

平成 年 月 日付けで提出があった農業改良資金の貸付資格の認定について、別添の計画に記載された農業改良措置に関して、農業改良資金の貸付けを受けることは適当であると認め、その旨を通知する。

(別添)

提出のあった経営改善資金計画書の写しを添付する。

農業改良資金貸付資格認定審查結果通知書

樣

群馬県知事 大澤正明 印

平成 年 月 日付けで提出があった農業改良資金の貸付資格の認定について、別添の計画に記載された農業改良措置に関して、農業改良資金の貸付けを受けることは適当でないので、その旨を通知する。

貸付資格を認定しない理由					

(別添)

提出のあった経営改善資金計画書の写しを添付する。

注 特例対象者が申請者の場合にあっては、経営改善資金計画書に代えて別記様式第3号に添付された別添(様式3附属)の写しを添付する。

別記様式第9号

 番
 号

 平成
 年
 月
 日

公庫又は融資機関の代表者 様

群馬県知事 大澤正明 印

農業改良資金貸付資格認定審査結果の通知について

平成 年 月 日付けで から申請があった農業改良資金の貸付資格の認定については、別添のとおり農業改良資金貸付認定審査結果通知書を交付したので、お知らせする。

(別添)

申請者に交付する農業改良資金貸付資格認定審査結果通知書(様式第7号若しくは第8号)の写しを添付する。